

IASB/FASB Board Meeting Flash – Insurance Contracts

2015年1月に開催された保険契約に関する IASB会議の概要



2015年1月、IASBは、2013年に公表した公開草案「保険契約」(ED/2013/7)について、以下に関する再審議を行いました。

- 移行規定

1. 移行規定

有配当契約に関する再審議は2015年前半も継続されるため、保険契約に関する基準書の公表は早くも2015年後半となる見込みです。IASBは、新しい基準書の公表日から適用日までの準備期間を概ね3年と見込んでいるため、新しい保険契約に関する基準書の適用日は、IFRS第9号「金融商品」の適用日(2018年1月1日に開始する事業年度)よりも遅れると予想されます。

利害関係者からは、保険契約に関する基準書の適用に関する評価を十分に行うことができない中で、IFRS第9号の分類及び測定規定を適用しなければならないことに対する懸念が寄せられています。

そこでIASBは、2015年1月のボード会議において移行規定について検討し、以下について暫定的に決定しました。

- 保険契約に関する基準書を最初に適用する日において、(IFRS第9号第4.1.5項の要件を満たす)金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するように再指定することができる(2013年に公表された公開草案「保険契約」(ED/2013/7)において提案されていた移行規定の再確認)。
- 保険契約に関する基準書を最初に適用する日において、金融資産の管理に関する事業モデルの再評価を企業に認める、または、要求するという移行規定を含めるか否かを検討する。

なお、一部のIASBメンバーからは、新しい保険契約に関する基準書によって重要な影響を受ける企業について、IFRS第9号の適用日を遅らせる提案がなされましたが、審議の結果、IASBはIFRS第9号の適用日を遅らせる提案については検討しないことを決定しました。

2. 今後のスケジュール

IASBは、2015年前半も、引き続き有配当契約について審議する予定です。有配当契約についての審議が終了した後で、追加の移行規定及び適用日について検討する予定です。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.